

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平内町長 船橋 茂久

市町村名 (市町村コード)	平内町 (2301)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (外童子、松野木、薬師野、浜子、清水川、口広、狩場沢、一本松、口広開拓、陸奥ヶ浦、助白井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化・担い手不足(前回より継続)
- ・圃場整備からの年数の経過による圃場や水路の劣化。(前回より継続)
- ・薬師野地区において近年深刻な水不足が発生している。水路の切り替えを効率的に実施、掛け流しの防止等の措置が必要。自分だけ良ければいいというのではなく、地域一丸となって取り組む必要がある。
- ・松野木、外童子地区においても用水の管理、排水の活用は必要。
- ・鳥獣による被害が発生しているため対策が必要。
- ・耕作者が不在になった際には隣接する耕作者に対し耕作を促す。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業者の高齢化が進む中で地域農業を支える農業者の受け入れや育成を行う。
- ・未整備地域や整備後も経年劣化している箇所があるため、整備事業の情報収集等、事業の条件達成に向けた取組みを検討する。
- ・稲以外の作物を育てている農家が少ないため、地域に適した野菜等がないか情報収集を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	587.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	298.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農用地等の区域とする。
- ・地域計画の対象農地の精査により現況農地と台帳農地の錯誤が発見されたこと、農業委員会による非農地認定による農地について地域計画の区域から除外することを協議した結果、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。
 - 区域内の農用地面積 603.3ha→587.9ha
 - 田の面積 461.5ha→444.6ha
 - 畑の面積 141.7ha→143.3ha

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作可能な農地については、隣接している担い手や今後担い手を目指し規模拡大を図る経営体へ優先して集積・集約

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の意向を踏まえ、農地の集積・集約を図るために農地中間管理事業を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

町：県等と連携し地域に適した整備事業の情報収集や必要に応じて説明会等を行う。
 農業者：地域で一体となって事業の条件を達成できる様に取り組む

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町：県等と連携し新規就農についてのPRや経営に役立つ講座等の情報収集、案内等を行う。
 農業者：新規就農者等から相談があった場合は、地域の先輩農業者として必要に応じてアドバイス等を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、ニホンジカ等による農作物への被害が発生しているため、以下の対策を行う。

町：発生地点のマッピングや猟友会と連携して罠の設置等を行う。

農業者：自己防衛に努めるほか、町で実施する罠の設置場所の確保等に協力する。

⑦松野木地区及び外童子地区においては、多面的機能支払交付金交付事業により、対象となっている農用地の草刈りや泥上げ等を行い、保全管理を図る。